

八代市立松高小学校ホームページ運用規程

(本規定の目的)

- 1 本規程は、八代市立松高小学校におけるインターネット利用およびホームページ作成に係わって、情報の発信や受信に関する取扱、ならびに個人情報の保護について定めることを目的とする。

(本規定の明示)

- 2 本規定を本校のホームページ上に明記することとする。

(管理責任者等の明示)

- 3 インターネットの利用およびホームページ公開に関する一切の管理責任者を校長とする。
- 4 管理責任者は、インターネットの利用の適正化及びホームページ作成に関して、別に運用担当者を置くものとする。
- 5 ホームページ公開に当たっては、機関の名称、管理責任者名、運用担当者名、問い合わせ先、情報の更新期日等必要な情報を掲載する。

(関係法令等の遵守)

- 6 ホームページ作成に当たっては、著作権、知的所有権、肖像権等の保護を目的とする法令に違反する行為をしないこととする。
- 7 児童の作品の掲載に当たっては、児童及び保護者の承諾を得るなど、適切な措置を講じることとする。
- 8 本規定のほか、地方公共団体の条例・規則及び教育委員会の申し合わせ事項等がある場合には、それを遵守することとする。

(インターネット利用の基本)

- 9 本校においてインターネットを利用するに当たっては、以下の事項に努めなければならないものとする。
 - (1) 児童の情報活用能力の育成を図る。
 - (2) 児童の個人情報の保護に努める。
 - (3) 教育課題の解決に寄与する。

(インターネットの主な利用形態)

- 10 インターネットの利用形態は以下の事項に定めるものとする。
 - (1) 教科や総合的な学習の時間等において、児童が必要な情報の検索や収集を行う。
 - (2) 授業で活用できるデータ(文書・画像等)を収集する。
 - (3) 電子メールを利用して、必要な情報を収集したり、県内外の学校との交流を行う。
 - (4) 学校の紹介、活動の様子、学習の様子等、学校ホームページで発信する。

(個人情報の発信)

- 11 ホームページに児童生徒の情報を掲載するに当たっては、以下の事項に定めるとおり、個人の情報の保護に配慮するものとする。
 - (1) 児童の氏名については、フルネームでの表記をしない。
 - (2) 児童の写真は、画質を落としたりサイズを小さくするなどの配慮をする。
 - (3) 児童の年齢、住所、電話番号、生年月日、家族関係等プライバシーに関わる事項は掲載しない。
 - (4) 児童の意見や主張、感想等については、個人が特定できないようにする。

(情報発信のモラルに関する教師の指導の徹底)

- 12 ホームページの作成・公開、電子メールの発信等において、以下の項目については徹底を図るものとする。
 - (1) 他人を誹謗中傷する表現はしない。
 - (2) 虚偽の表現はしない。
 - (3) 著作権等知的所有権へ配慮する。

(人権への配慮)

- 13 ホームページ作成に当たっては、人権を尊重し、不適切な表現等はしないこととし、特に、身体、性別、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現に当たっては十分な配慮をする。

付則1 この規定は、平成28年4月26日より、これを施行する。